



平成29年4月から改正された雇用保険の基本手当等に関して

就業促進および雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険法の一部が改正されます。今回のあおぞらレターでは、平成29年4月から改正された雇用保険の基本手当等にご案内いたします。



●雇用保険の基本手当とは・・・次の要件を満たしたときにもらえます。

- 求職の申し込みをし、就業できる状態にもかかわらず失業の状態にあるとき。
- 離職日以前2年間に、被保険者期間が通算12カ月以上あること。

- ※「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」は、離職日以前1年間に、被保険者期間が通算6カ月以上あれば可。
- ・特定受給資格者…倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者。
 - ・特定理由離職者…特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者。

※「特定受給資格者」「特定理由離職者」詳細はこちら → https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_range.html#jukyuu

平成29年4月1日の改正内容

(1) 特定受給資格者・特定理由離職者（正当な理由のある自己都合退職を除く）の給付日数見直し

年齢	被保険者期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満			90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満	改正 90日		90日→120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			90日→150日		240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日
※参考	自己都合の場合	-	90日		120日	150日

(2) 特定受給資格者の範囲見直し：特定受給資格者の範囲に次の項目が追加されました。

事業主が「法令に違反し妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ」、若しくは「それらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと」又は「妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱い」をしたため離職した者 → 妊娠・出産や育児・介護休業等利用のハラスメントや不利益取扱い



(3) 病気やけが、妊娠・出産等の場合の受給期間延長の申請期限の変更

病気やけが、妊娠・出産等により就業できない場合、離職後の基本手当を受給するにあたり、就業できる状態になるまで受給期間を、離職日翌日から最長4年以内まで延長することが認められています。

今回、その申請期限が変更になりました。

変更前

病気やけが、妊娠・出産等により引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から、1ヶ月以内に申請。

変更後

病気やけが、妊娠・出産等により引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から、受給期間終了日まで申請可能。

※ただし、給付日数を全て受給できないケースもあるので早期申請がおすすめです

詳細はこちら → <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000163256.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277